全農薬通報

No.282　　平成24年12月20日

********** もくじ **********

◎組合からのお知らせ
・組合員の動き等

◎主な行事予定
・全国農薬協同組合
・全国農薬業厚生年金基金
・植物防疫関係団体

◎農林水産省等行政からのお知らせ
・「住宅地等における農薬使用について」に示す指導内容（案）に関する意見・情報の募集について

◎全農薬ひろば
・ノースポール

全国農薬協同組合
〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル
電話 03-3254-4171　Fax.03-3256-0980
http://www.znouyaku.or.jp　E-mail:info@znouyaku.or.jp

組合からのお知らせ

１．全農薬監査会

・日時：平成２４年１０月２６日（金）、１０時３０分～１２時

・場所：全農薬９Ｆ会議室

・出席者：青木理事長、宇野副理事長、羽隅監事、金井監事、金子（邦）監事
　　全農薬事務局（堀江専務理事、安孫子会計主任）

２．全農薬受発注システム利用メーカー協議会

・日時：平成２４年１０月３０日（火）、１５時～１７時

・場所：全農薬９Ｆ会議室

・出席者：全農薬受発注システム利用メーカー（１０社）、株式会社電算システム
　　全農薬事務局（堀江専務理事）

３．平成２４年度関東地区植物防疫協議会

・日時：平成２４年１０月３０日（火）、１０時３０分～１８時００分

・場所：さいたま新都心合同庁舎２号館５Ｆ　共用大研修室

・内容：

（１）全体会議（会場：共用大研修室５Ａ）

1)　植物防疫をめぐる情勢について

2)　農薬行政をめぐる情勢について

3)　本年度の病害虫の発生状況について

4)　分科会報告及び意見交換会

（２）分科会

1)病害虫分科会

・議題：果樹カメムシの発生状況と被害状況

・議題：マイナー作物の農薬登録促進

・議題：ウメ輪紋ウイルスへの対応について

2)農薬分科会

・議題：各都県における農薬取締法の使用基準違反事例に対する対応について

①　用履歴の確認や農薬の自己申告等から使用基準違反が判明した事例への対応

②　留基準値の超過が判明し、使用基準違反の可能性がある場合の対応

③農薬適正アドバイザー等の活用について

・出席者

全農薬事務局（宮坂技術顧問）

４．一般社団法人　日本植物防疫協会　第２回理事会

・日時：平成２４年１１月６日（火）、１０時００分～１２時００分

・場所：一般社団法人　日本植物防疫協会　会議室

・議事
　１号議案：北海道における試験研究業務に関する件
　２号議案：平成２４年度事業の推進状況に関する件
・出席者：青木理事長

５．農薬工業会主催第 57 回虫供養

・日時：平成２４年１１月１３日（火）
・場所：浅草、金竜山浅草寺本堂

第 57 回農薬工業会主催の虫供養が 11 月 13 日（火）、都内、浅草の金竜山浅草寺本堂で厳かに行われた。虫供養は、この１年間に農作業の防除などで犠牲になった虫を弔う年中行事で、農薬工業会発足の翌年より毎年行っており、今年で 57 回目となった。

この日は、会員農薬メーカーの他、農水省、関係団体など 70 人が参加。念仏が唱えられる厳かな雰囲気の中、参列者らが焼香した。

供養会後の情報交換会で挨拶に立った福林憲二郎会長は、「来年、農薬工業会は節目の 60 周年を迎える。来年の今頃は、いい１年だったと言えるよう、これからも農薬業界、ひいては日本の農業者のために頑張りましょう」と挨拶された。

また、農水省の朝倉健司農産安全管理課長は「農薬は農業生産に必要な資材。これからも安全な農薬を全国の農業者の元へ届けてほしい」と、挨拶された。

・出席者：青木理事長、堀江専務、宮坂技術顧問

６．農薬工業会「農薬ゼミ」

・日時：平成２４年１１月１４日（水）、１３時３０分～１６時

・場所：アミューたちかわ（立川市市民会館）「小ホール」
・内容（出演）：
「農薬とは何か？」講師　浅見忠男 氏（東京大学大学院教授　農学博士
「農薬の安全性」講師　青山博昭 氏（残留農薬研究所理事・毒性部長、農学博士）
「生産者」金子波留之 氏（立川市農業技術振興会会長、立川市認定農業者協議会会長）
・司会：松田朋恵氏（フリーアナウンサー）
・主催：農薬工業会
・共催：全国農業協同組合、全国農薬協同組合、（一社）日本植物防疫協会、（一社）農林水産協会、（一財）残留農薬研究所、（公財）日本植物調節剤研究協会、（一社）日本くん蒸技術協会、（社）緑の安全推進協会
・出席者：事務局（堀江専務理事、宮坂技術顧問）

会場の様子

７．全農薬第４７回通常総会

第４７回通常総会

・日時：平成２４年１１月２１日（水）、１０：３０～１２：００

・場所：海運クラブ　２階ホール

・議題：

第１号議案　平成２４年度決算関係書類承認の件

第２号議案　平成２５年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件

第３号議案　平成２５年度賦課金の金額及びその徴収方法決定の件

第４号議案　規約一部変更の件

第５号議案　平成２５年度借入金最高限度額(案)決定の件

第６号議案　役員報酬額(案)決定の件

第７号議案　役員任期満了につき改選の件

「新役員」

１．新執行部

理事長	青木邦夫	東海物産（株）	代表取締役会長
副理事長	宇野彰一	（株）高岡屋	代表取締役社長
専務理事	堀江康雄	全国農薬協同組合	事務局
常務理事	金子昌弘	カネコ種苗（株）	専務取締役
常務理事	石黒　功	（株）石黒製作所	代表取締役社長
理事相談役	松木三男	グリーンテック（株）	代表取締役会長

２．委員長

総務委員長	金井謙一	（株）金井商会	代表取締役社長
経済活動委員長	池田晃司	（株）池田	代表取締役社長
教育安全委員長	田中康貴	大信産業(株)	代表取締役社長
IT・広報委員長	北濱宏一	（株）サングリン太陽園	代表取締役社長
コンプライアンス委員長	羽隅弘治	京浜興農（株）	代表取締役社長

８．安全協第３５回全国集会

・日時：平成２４年１１月２１日（水)、１３：００～１７：００

・場所：海運クラブ　２階ホール

・次第：

1)開会の辞

2)理事長挨拶

3)会長挨拶

4)議長選出

5)議事

① 平成２４年度事業報告、収支予算

② 平成２５年度事業計画(案)、収支予算(案)

③ 役員改選

副会長に武市康則氏、鈴木健司氏が再任されました。

6)農薬シンポジウム実施報告（岩手県、千葉県、岐阜県）

7)安全協支部活動優良事例報告（山形県、石川県）

8)特別講演「ＩＰＭによる病害虫防除の進め方」講師：林英明先生

広島県農業技術センター時代に培われた IPM による病害虫防除について解りやすく講演された。

9)来賓祝辞（農林水産省、環境省、（一社）日本植物防疫協会、農薬工業会）

農水省農薬対策室楠川課長補佐

環境省西嶋室長

農薬工業会福林会長

（一社）日本植物防疫協会内久根理事

10)スローガン唱和

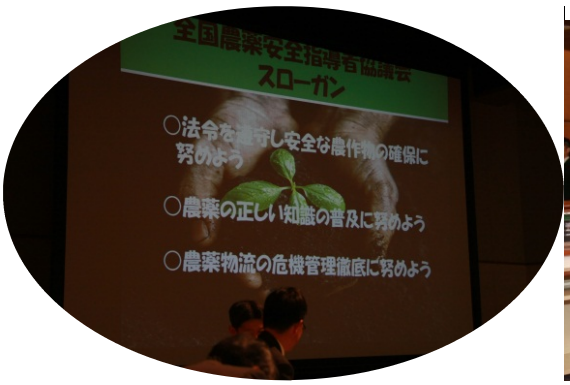

スローガン

神岡さんによるスローガン唱和

11)閉会の辞

全農薬 47 回通常総会について

開会

堀江専務理事から、9 月末の組合員数 215 社、本人出席58、委任状103、併せて161 で過半数に達しておりますので、定款第 41 条の定数を満たしており通常総会は有効に成立することを報告申し上げます。

● 青木理事長の挨拶

お早う御座います。皆様方には第 47 回の全国農薬の総会のご案内を差し上げましたところ、全国各地から早朝より、この席にお出かけを賜りましたことをまずもって厚く御礼申し上げます。また、理事長に就任をさせていただきましてから丁度丸 2 年を経過いたしました。この間、皆様方には大変ご支援を頂戴いたしましでどうにか任期を全うすることが出来ましたこと、併せて厚く御礼申し上げます。

さて、今期の概況を皆様にご報告をしなければなりません。詳しくは堀江専務理事からお話を申し上げるといたしまして、私からは、概略をご報告申し上げたいと思います。

全国農薬の柱であります経済事業で御座います。本年は、年初からディプテレックス剤が期中で販売中止になるということで、非常に危機を感じながらやって参りました。皆様方の大変なご尽力で、業界関係の対前年比99 とか 101 とか言われておりますけれども、これはクリアーすることはできませんでしたが、対前年比 91%という格好で取り組むことが出来ました。

また、経費の面で皆さんの特にご尽力をいただきまして、事務局職員の一人退職後、そのままの職員体制で乗りきる等、どうにか減収・増益という形で終わることが出来ました。 同時にもう一方の柱であります安全協活動で御座います。午後の部でもお話申し上げますけれども、本年も、一般消費者とのリスクコミュニケーションと言いますか“農薬について正しく知ろう”啓蒙活動の中で、岩手、千葉、岐阜と３ケ所で実施しました。各地の皆さん方に大変なご尽力を頂き成功裏に終わらせることが出来ました。 また、多大な成果があったことを皆さん方にご報告し、ご協力をいただきました各位に厚く御礼申し上げる次第であります。

次に不動産賃貸事業で御座います。皆さんご存知のように全農薬ビルは昭和 30 年代に建てられた建物であり、ちょうど 50 年を経過しております。また、今回の大地震とか有りま

したので本年度は耐震強度検査をしていただき、ビルの耐震強度がどのようなものであるかということを調査をしていただきました。皆さん方に借りて頂くことを考えますとやはりこれはやらざるを得ないだろうという結論でございます。結果的には比較的強固な建物であるということが判りました。しかしながら、耐震構造をすべて網羅しているものではありません。あと 10 年もつのか 20 年もつのか。

こうした問題は補強するのか建て替えるのかいうことを考えますと、最小限度での何らか対策をということで、色々検討はしておりますが、未だ結論は出ておりません。

ただ、このビルを持っているお陰で、全農薬の３分の１の利益が賄われてきた事に対し先人たちにお礼を申し上げなければなりません。

もう一方の事業であります、IT 広報事業でございますが、お陰様で、本社ベースで 65 社、会員にいたしまして 114 社、商系流通の 70%まで占めるに至りました。メーカさん 10 社とお付き合いを頂いております。今後、７割という基準を満たした事により、系統配送とかと、どのように結びつけていくのか行かないのか今後の課題のひとつとなっております。そのため、利便性を啓蒙しながら次の段階に進んでまいりたいとかように思っているわけで御座います。事業概要と致しまして本当に皆様方のご協力をいただきまして、どうにか、先ず先ずの基盤を作ることが出来たと思っている次第です。また、今年は全農薬をおつくりいただきました先人たちとお別れする機会が多々御座いました。初代理事長の大森主さん、３代目理事長の武市敏男さん、安全協の初代の委員長でありました佐次一さん、各地区でご活躍・ご貢献いただきましたあと 4 名の方たちとお別れをしなければならない結果となりました。後ほど黙祷を捧げ、ご冥福を祈りたいと思う次第であります。

ただ、先人たちがこの全農薬を昭和 40 年代に設立された時に非常に強い熱意でもって、この協同組合を作られた。その協同組合の支部が各地域で競争あるいは色々の形の中で農薬問屋業の存在そのものが無くなりつつ有り、末端組織の弱体化が各地で見られております。滋賀県を例にとりますと、滋賀県には農薬問屋さんはひとつです。ひとつで協同組合を作ろうと思っても無理です。これを認可団体として上手にやっていくためにどう対処したら良いかと言いますと、やはり、小売りと問屋が一体化した協同組合を作っていく必要が有るのではないかと思います。そうでなければ商系としての存在価値や行政との連携というものは非常に危ぶまれるわけであります。ひとつ例示しますと、昨年の大震災で東北地方は大変な被害を受けました。特に福島県では東京電力の原発の問題で大変な問題が起こりました。しかし、地域の協同組合、あるいは肥料商の団体、私ども全農薬とが一体となり東京電力と掛け合いました。この協同組合があったからこそ、福島ではそれなりの保

証金をもらうことが出来たと言っても過言ではありません。もし、協同組合が無いとするならばこれは出来なかったと思います。こういうとき協同組合の存在価値が大きく見えますが、今後、農業を巡る情勢の変化等で、益々商系団体のスクラムと言うことが大事になり、更に強固な組織にするための強化策が必要になって来ております。

やはり、組織の強化策の骨子となるのは先人達が残してくれた協同組合の経済行為である共同購買事業であります。このため、全農薬に集う我々は、先人達の経験によってメーカさんにお願いしながらお金をもらってやっているのでは、いつまでたっても真の自立ではないと思います。昨今の尖閣問題、竹島問題をみましても、自分たちの国は自分たちで守らなければならないという必要性がお解りと思います。そのため、自分たちの業界を自分たちで守ると言うのが最前提にあると思います。そのためには、共同購買事業を皆なでやろう。経済行為をやって自立をしよう。というのが、この全農薬システムです。そういう意味では、全農薬の商品を売っていただかないことには、メーカさんから新しい魅力的な商品を頂くのは難しいと考えます。

本年、デプテレックスが残念ながら期中で販売を中止せざるを得なくなりましたが、執行部、経済委員長等の努力により住友化学さんからのマラソン剤を今期から扱うことが出来るようになりました。競売でありますので、他社さんからも物が出るわけで御座います。そこいらの事情をよく鑑みて頂きまして、是非ご協力を賜わらんことを最後にお願いして理事長としてのご挨拶に替えさせて頂きます。

●田中安全協会長あいさつ

皆さんこんにちは。只今、ご紹介にあずかりました全国農薬安全使用者協議会（安全協）の会長を仰せつかっております田中と申します、本日は第 35 回の安全協の全国集会を開催いたしましたが全国よりこのように多数の皆様にご参集を頂きまして厚くお礼申し上げます。また、賛助会員でありますメーカ様から沢山のご参加頂いております。賛助会員様には平素より物心共にご支援を頂いておりますことに、この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、世界に目を向けてみますと世界人口が７０億人を超え、近い将来 100 億人に達し用としております。また、世界の食料自給は途上国の人口増加や経済発展による穀物需要の増大、バイオエタノール生産の増大等で世界の農薬需要は大変伸長しており、世界的に見れば農薬ビジネスは成長分野と言えるのではないかと思います。

一方、国内においては、人口減少、農家の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の中で生産

コストの増加、TPP 問題等、日本農業の現状はなかなか厳しく明るい材料は見えてきません。こうした中で、我々商系の農薬ビジネスは農家の相談相手になり、技術的な指導が出来る体質の変容することが求められております。そのため、組合員の技術レベル向上が必要であります。

私は青木理事長より「農薬コンサルタントのレベルの向上が急務であるので、アイデアを出して下さい」とテーマを頂いております。

会員会社の社員においては（一社）日本植物防疫協会の主催の植防防疫研修の修了者に農薬安全コンサルタントに認定し、全国各地で活動して頂いております。しかし、農薬安全コンサルタントに対し、フォローの研修は行っておりません。そこで、技術レベル向上を目指すための「上級農薬安全コンサルタント研修」（仮称）を開催しようと考えております。更に毎年２月に行われます全農薬の地区会議において、午前と午後に技術研修を行うこと事が決定しております。この研修内容は全般的な技術研修と、地域研修との二本立ての研修で農薬安全コンサルタントの技術アップを安全協では積極的に取り組んでいきます。

話は変わりまして、安全協として特に力を入れていますのが、消費者に対して農薬を正しく理解して頂く啓蒙活動です。このため、全農薬では農薬シンポジウムを今年度は岩手県、千葉県、岐阜県で開催いたしました。後ほど各県支部より発表させて頂きます。

来年度もすでに開催地が決定しておりまして、福井県、兵庫県、高知県で開催する予定にしております。このシンポジウムでは、開始前と開始後にアンケートを実施しておりますが、シンポジウム後は農薬に対するイメージが大幅に改善されています。この結果、できるだけ多くの人に農薬シンポジウムのような講演を聞いていただけたらと考えております。いずれに致しましても、東電の原発事故のこともあり、食への安全性に関する関心は高まるばかりです。これから我々の安全協活動は益々重要性が求められます。皆さん共に頑張ってまいりましょう。

●全国農薬協同組合役員人事のお知らせ

全国農薬協同組合第４７回通常総会及び第２６０回理事会において新たな役員が選出、承認されましたのでお知らせ致します。

新役員

１．執行部

理事長	青木邦夫	東海物産（株）	代表取締役会長
副理事長	宇野彰一	（株）高岡屋	代表取締役社長
専務理事	堀江康雄	全国農薬協同組合	事務局
常務理事	金子昌弘	カネコ種苗（株）	専務取締役
常務理事	石黒　功	（株）石黒製作所	代表取締役社長
理事相談役	松木三男	グリーンテック（株）	代表取締役会長

２．委員長

総務委員長	金井謙一	（株）金井商会	代表取締役社長
経済活動委員長	池田晃司	（株）池田	代表取締役社長
教育安全委員長	田中康貴	大信産業(株)	代表取締役社長
IT・広報委員長	北濱宏一	（株）サングリン太陽園	代表取締役社長
ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ委員長	羽隅弘治	京浜興農（株）	代表取締役社長

今回の人事は、鈴木郁夫常務理事が退任し後任に石黒功理事が新たに就任。また、委員会人事については石黒功総務委員長の後任に金井謙一委員が新たに就任その他は前期と変わらない継続型の人事となった。

理事長　青木邦夫

副理事長　宇野彰一

○全農薬功労者表彰

初めての試みとして全農薬が大変お世話になった、前（社）日本植物防疫協会理長の岩本毅氏と前（財）残留農薬研究所の寺本昭二氏を全農薬功労表として表彰した。なお、当日、岩本氏は急用で出席出来なかった。お二人には大変お世話になりました。改めて感謝を申し上げます。

●情報交換会

産官学の幅広い分野からお越し頂いた。最初に来賓の農水省福盛田植物防疫課長から祝辞を頂き。続いて、FAMIC 曽根理事の乾杯のご発声で情報交換会がスタート。

環境省土壌環境課の西嶋農薬環境管理室長の中締めの音頭で情報交換会を終了した。

皆様のお陰で 220 名を超える参加者で盛会に終えることが出来ました。本当に有難うございした。

９．平成２４年度植物防疫全国協議会　研修会

・日時：平成２４年１１月３０日（金)、１３：３０～１６：３０

・場所：一般社団法人　日本植物防疫協会　地下１階研修・会議室

・研修内容：

1)日本の植物検疫制度と緊急防除について

横浜植物検疫所　統括植物検疫官（輸出及び国内検疫担当）　藁谷　一馬　氏

2)病害診断の実践方法と課題

長野野菜花き試験場　藤永　真史　氏

3)害虫診断の実践方法と課題

神奈川県農業技術センターかながわ農業アカデミー　鈴木　誠　氏

・植物防疫全国協議会研修会の様子

平成 24 年度植物防疫全国協議会研修会が会員である試験研究及び病害虫防除所職員の植物防疫に関する技術力向上と行政職員の植物防疫事業への理解を深める事を目的に平成 24 年 11 月 30 日（金)、(一社）植物防疫協会地下会議室において開催された。

はじめに、茨城県病害虫防除所の富田常任幹事の司会で会が進行され、はじめに挨拶に立った植物防疫全国協議会（植防全協）の小林正伸会長（神奈川県農業技術センタ部長）は、昨年から植防全協の運営ががらっと変わり全部自主運営でやらなくては行けなくなり、これまでのような事業が出来ない状況にある。このため、名簿の作成と今回のような研修会に絞って実施している。昨年は準備が遅れ研修会の開催出来なかった。そのため、植防全協としては、この研修会が初めての試みで皆様に少しでもお役に立てればと言うことで企画してきた。今回は行政関連の話題と病害虫診断について３人の講師の皆さんご講演をお願いしている。特に、後半の病害虫診断に関しては、きるだけ現場に役立つ「泥臭い」話をお願いしており、それに応えて頂けるものと期待をしている。と挨拶された。

また、農水省植物防疫課黒谷博史課長補佐から、植防全協は昭和 33 年に規約が出来ており、おそらく昭和 33 年に発足したと思われるが、いずれにしても長い歴史がある。

植物防疫課は植防全協とこれまでタイアップし事業を進めてきた。今年も、９月 11 日農水省７階講堂において「第 18 回病害虫フォーラム」を開催させて頂いた。例年、植防全協と共催で行って来ており、今後も続けて植防全協の協力を頂けるものと思っている。

年１回の開催なのですでに 18 年経過した。もう少しで 20 回である。今後どのくらい続くかなということもある。現地研修会もかつては実施していた。植防課としても病害虫防除所等職員を対象に植物防疫所の協力を得て中央研修会（初心者を対象）を開催している。また、農政局においても、地元の植物防疫所とタイアップしブロックの研修を行なっている。今回、研修会の話が小林会長からあった時、昔の先輩方の失敗談や経験談を盛り込んで普段聞けないような話をしていただけたらと提案した。日頃のお仕事で忙しいとは思いますが先輩方の経験を聞くのも良い勉強になると思いますのでよろしくお願いしたい。また、最近の植防行政について説明され挨拶とされた。

続いて、藁谷、藤永、鈴木の三氏による講演があった。講演内容は以下のとおり。

●日本の植物検疫制度と緊急防除について

横浜植物防疫所業務部輸出及び国内検疫担当　統括植物検疫官　藁谷一馬　氏

・植物検疫制度の概要
・重要病害虫発生時対応基本指針の概要
・緊急防除の概要

●ウメ輪紋ウイルスの緊急防除について

農産物の国際貿易の進展、輸送機器の発達に伴い、我が国に発生していない病害虫の侵入リスクは益々高まっている。植物防疫所では、全国に 68 ヶ所の植物防疫所を設置し、輸出入検疫の他、侵入警戒調査などの国内検疫を実施している。今後とも日本の農業・緑を守るため、病害虫侵入まん延防止に努力する所存であり、関係者のご理解とご協力をお願いしますと講演された。

●病害診断の実践方法と課題

長野県野菜花き試験場　藤永真央　氏

植物病害の診断は、植物病害防除のためにあり、それは日本農業のためである。
野菜花きの病害診断で最初に感じること
•どうしよう？どこから手を付けたら良いか••••。
・とにかく病害虫図鑑と見比べよう。でも、該当するものが沢山ある。
・顕微鏡で観察してみよう。病原菌が見えるかもしれない。でも、なんだか良く判らない。
・依頼者はず一つと横で待っている・・・。どうしよう？
.はじめに確認しておきたいこと
・診断　=　同定　ではない。
如何にして迅速に対応し、農業という産業の振興・発展に貢献するかが問題だ。

●害虫診断の実践方法と課題

神奈川県農業技術センターかながわ農業アカデミー　鈴木　誠　氏

私の病害虫診断について、いつも年頭に置いていることは以下のとおり。
・まずは調査対象害虫を憶えよう
・時間があれば図鑑、文献を見よう
・先輩、同僚に聞こう
・ネットの活用（信頼出来るサイトでチェック

・飼育してみよう
・農林有害動物・昆虫名鑑の逆引き
・「病害虫情報」をチェック

病害虫診断のポイントは以下のとおり。
・栽培状況の把握
　耕種概要、栽培環境は？
・間違えやすい症状
　生理障害、薬害でないか？
・病害虫の診断
　病害虫の種類と被害状況、観察（目で見る、においを嗅ぐ等）
最後に、集める力（信頼）と見つける力（知識・技術）が問われる。

・出席者：事務局（堀江専務理事、宮坂技術顧問）

１０．全農薬第２６１回理事会

・日時：平成２４年１２月６日（木）
・場所：全農薬会議室
・議題：
（１）議決事項
　1)委員会構成について
　2)地区長、支部長委嘱について
　3)平成２５年度購買事業価格及び諸条件について
（２）協議事項
　1)平成２５年度課題について（執行部協議会、委員会）
　2)平成２５年度地区会議内容（講師等）について
　3)平成２５年度行事日程について
　4)平成２５年度安全協ポスター（デザイン）について
（３）報告事項
　1)全農薬ビルについて
（４）その他
・出席者：青木理事長、宇野副理事長、金子（昌）常務理事、松木理事相談役他理事
　　佐藤監事、羽隅監事、金井監事、事務局（堀江専務理事、宮坂技術顧問、安孫子会計主任）

組合員の動き等

１．安全協幹事変更（敬称略）

①北海道支部：種市友則（株式会社サングリン太陽園）⇒土屋拓郎（株式会社コハタ）

②青森県支部：中野一（中野農事株式会社）⇒工藤義明（株式会社町田＆町田商會）

③宮城県支部：小池政志（小泉商事株式会社）⇒針生長年（仙台農産株式会社）

④山形県支部：齊藤拓宏（アグロ石川株式会社）⇒福田健（山形日紅株式会社）

⑤福島県支部：國井孝一（カネコ種苗株式会社郡山支店）
⇒鈴木祐市（山本商事株式会社）

⑥茨城県支部；大畠尚（岩渕農薬株式会社茨城支店）⇒浅野厚（川崎物産株式会社）

⑦山梨県支部：古谷野敬信（カネコ種苗株式会社甲府支店）
⇒広瀬俊樹（株式会社アグログリーン山梨営業所）

⑧静岡県支部：鷺坂祐志（有限会社サギサカ）⇒　匂坂秀樹（日星石油株式会社）

⑨愛媛県支部：尾崎彰彦（株式会社三興化学工業所）⇒金井正和（株式会社金井商会）

⑩大分県支部：久保田幸夫（株式会社温仙堂大分安達営業所）
⇒坂梨裕一郎（カネコ種苗株式会社大分営業所）

⑪長崎県支部：江崎一彦（九州日紅株式会社長崎支店　⇒　佐賀里克己（カネコ種苗株式会社長崎営業所）

２．支部長交代

①徳島県支部：鶴田新（株式会社鶴田利七商店）⇒松村博三（株式会社松村農園）

３．組合員代表者変更

①組合員名：丸十商事株式会社

・新代表者：鈴木勝吉氏（旧代表者は鈴木吉郎氏）

②組合名：日星石油株式会社

・新代表者：加藤忠明氏（旧代表者岡村脩二氏は相談役に就任致しました）
平成２４年１０月２５日付け

４．組合員の合併

アグロ石川株式会社（本社：山形県）と小泉商事株式会社（本社：宮城県）は平成 24 年 12 月 1 日を以って合併し、権利義務の一切を小泉商事株式会社が継承して、アグロ石川株式会社は解散した。

５．組合員営業所移転

・組合員名：山陽薬品株式会社　益田営業所

・新住所：〒698-0044　島根県益田市中須町 193

・電話番号(0856-22-4455)、ＦＡＸ(0856-22-4456)は変更は無し。
＊平成２４年１１月１９日（月）付け

6.新潟県農薬卸組合理事交代　上原　敦（株式会社ナビック代表取締役社長）
⇒　大阪芳正（株式会社バイタルグリーン代表取締役社長）

主な行事予定

平成２５年度行事日程

[全国農薬協同組合]

平成２５年１月２８日（月）～２月１日：第７８回植物防疫研修会
２月５日（火）九州地区会議（熊本市「火の国ハイツ」）
６日（水）近畿地区会議（大阪市「大阪ガーデンパレス」）
７日（木）中国・四国地区会議（丸亀市「オークラホテル丸亀」）
１２日（火）東海地区会議（名古屋市「ウィルあいち」）
１３日（水）北陸地区会議（金沢市「石川県農業共済会館」）
１９日（火）関東・甲信越地区会議（東京都「日本教育会館」）
２０日（水）東北地区会議（仙台市「仙台ガーデンホテル」）
２１日（木）北海道地区会議（札幌市「札幌総合卸センター」）
４月１７日（水）第２６２回理事会
６月１８日（火）農薬シンポジウム（兵庫）
２０日（木）農薬シンポジウム（福井）
７月中旬　第４０回安全協常任幹事会（全農薬会議室）
７月中旬　農薬安全コンサルタントリーダー研修
９月１２日（木）農薬シンポジウム（高知「サンピアセリーズ」）
９月１８日（水）第２６３回理事会
９月下旬　第７９回植物防疫研修会
１０月２５日（金）監査会
１１月１９日（火）第２６４回理事会
１１月２０日（水）第４８回通常総会・第３６回全国集会・情報交換会（海運ｸﾗﾌﾞ）
１２月１１日（水）第２６５回理事会

[全国農薬業厚生年金基金]

平成２５年１月２２日（火）資産運用委員会及び財政検討委員会
２月２６日（火）理事会及び代議員会

[（一社）日本植物防疫協会]

平成２５年１月１５日（火）植物防疫シンポジウム（日本教育会館）

[農薬工業会]

平成２５年１月７日（月）農薬工業会賀詞交歓会（経団連会館）

行政からのお知らせ

「住宅地等における農薬使用について」に示す指導内容(案)に関する意見・情報の募集について

平成２４年１２月２１日
農林水産省消費・安全局

この度、「住宅地等における農薬使用について」に示す指導内容（案）について、意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、策定することとしております。

記

１　意見公募の趣旨・目的・背景

農林水産省及び環境省は、住宅地等における農薬使用の適正化を図り、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害を未然に防止するため、「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）に基づき農薬使用者等に対する指導を行ってきました。

今般、住宅地等における農薬使用の適正化に関する都道府県等を通じた指導を一層強化するため、新たな通知を発出することとしました。通知の発出に先立ち、通知に示す指導内容等に関して、意見・情報を募集いたします。

２ 意見公募の対象となる案の入手方法

意見公募の対象である「住宅地等における農薬使用について」に示す指導内容（案）は、このホームページ（電子政府の総合窓口（e-Gov））でご覧いただけます。

また、農林水産省消費・安全局農産安全管理課においても配布しております。

３ ご意見・情報の提出方法

（１）インターネットによる提出
（２）郵便：〒１００－８９５０
　　東京都千代田区霞が関１－２－１
　　農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室
（３）ファクシミリ：０３－３５０１－３７７４

４ 意見・情報の提出上の注意

提出される意見・情報は、日本語に限ります。また、個人は住所・氏名・電話番号・E-mail アドレスを、法人は法人名・所在地を明記してください。これらは、公表する場合もありますので御了承願います（公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください。提出いただいた個人情報については、お問い合わせの回答や確認の御連絡に利用します。なお、これらの情報はご意見等の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。）。なお、電話での意見・情報はお受けできませんので御了承願います。

意見・情報の募集は、環境省においても同時に実施されております。意見・情報は農林水産省又は環境省のいずれかに提出いただければ、両省において考慮されることとなりますので、同じ意見を両省に提出していただく必要はありません。

５ 御意見・情報の提出の締切日

平成２５年１月２１日（郵便の場合、当日必着）

６ 公示資料

（１）「住宅地等における農薬使用について」に示す指導内容（案）

（２）「住宅地等における農薬使用について」

（平成 19 年１月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）【参考】

以下のアドレスから御覧ください。

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=9076&hou_id=7969

「住宅地等における農薬使用について」に示す指導内容（案）

１ 住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項の指導

農薬使用者、農薬使用委託者、殺虫、殺菌、除草等の病害虫・雑草管理（以下「病害虫防除等」という。）の責任者、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）（以下「農薬使用者等」という。）に対して別紙の事項を遵守するよう指導すること。

２ 地方自治体が行う病害虫防除における取組の推進

貴自治体が管理する施設における植栽の病害虫防除等が、別紙の１を遵守して実施されるよう、施設管理部局及びその委託を受けて病害虫防除等を行う防除業者等に徹底すること。取組に当たっては、以下のような地方自治体における取組事例を参考としつつ、状況に応じ効果的に行うこと。

（１）植栽管理の防除業者等への委託に当たり、当該業務の仕様書において、農薬ラベルに表示された使用方法の遵守、周辺住民等への周知、飛散低減対策の実施、農薬の使用履歴の記帳・保管等、別紙の１に掲げる事項を業務内容として規定。

（２）入札の資格要件として、当該業務の実施上の責任者が、当該地方自治体が指定する研修を受けていること又は当該地方自治体が指定する資格（農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、緑の安全管理士等）を有していることを規定。
（３）都道府県及び市町村の施設管理部局の担当者が、本通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加。
また、植栽管理に係る役務については、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号））に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 24 年 2 月 7 日変更閣議決定）において、「特定調達品目」に定められており、「住宅地等における農薬使用について」の規定に準拠して病害虫防除等が実施されることが環境物品等に該当するための要件とされている。このため、庁舎管理の担当者は、グリーン購入法の趣旨を踏まえ、防除業者等に委託する役務が環境物品等に該当するよう、植栽管理において本通知の遵守の徹底に努めること。
３ 相談窓口の設置等の体制整備
健康被害を引き起こしかねない農薬の不適正な使用に関して周辺住民等から相談があった場合に、農林部局及び環境部局をはじめ関係部局（例えば、学校にあっては教育担当部局、街路樹にあっては道路管理担当部局）が相互に連携して対応できるよう、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備すること。

別紙

住宅地等における病害虫防除等に当たって遵守すべき事項

１ 公園、街路樹等における病害虫防除に当たっての遵守事項
　学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病害虫防除等に当たっては、次の事項を遵守すること。なお、農薬の散布を防除業者等に委託している場合にあっては、当該土地・施設等の管理者、病害虫防除等の責任者その他の農薬使用委託者は、各事項の実施を確実なものとするため、業務委託契約等により、農薬使用者の責任を明確にするとともに、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めること。
（１）植栽の実施及び更新の際には、植栽の設置目的等を踏まえ、当該地域の自然条件に適応し、農薬による防除を必要とする病害虫が発生しにくい植物及び品種を選定するよう努めるとともに、多様な植栽による環境の多様性確保に努めること。
（２）病害虫の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病害虫被害を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。
（３）病害虫の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためやむを得ず農薬を使用する場合（森林病害虫等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）に基づき周辺の被害状況か

ら見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）は、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の部位及び区域における農薬散布にとどめること。また、可能な限り、微生物農薬など人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬の使用の選択に努めること。
（４）農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づいて登録された、当該植物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
（５）病害虫の発生前に予防的に農薬を散布しようとして、いくつかの農薬を混ぜて使用するいわゆる「現地混用」が行われている事例が見られるが、公園、街路樹等における病害虫防除では、病害虫の発生による植栽への影響や人への危害を防止するためにやむを得ず農薬を使用することが原則であり、複数の病害虫に対して同時に農薬を使用することが必要となる状況はあまり想定されないことから、このような現地混用は行わないこと。
なお、現に複数の病害虫が発生し現地混用をせざるを得ない場合であっても、有機リン系農薬同士の混用は、混用によって毒性影響が相加的に強まることを示唆する知見もあることから、決して行わないこと。
（６）農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制するノズル（以下「飛散低減ノズル」という。）の使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
（７）農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。特に、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。さらに、立て看板の表示、立入制限範囲の設定等により、散布時や散布直後に、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置すること。
（８）農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。
病害虫防除を防除業者等に委託している場合にあっては、当該記録の写しを農薬使用委託者が保管すること。
（９）農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
（10）以上の事項の実施に当たっては、公園緑地・街路樹等における病害虫の管理に関する基本的な事項や考え方を整理した「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」（平成 22 年５月 31 日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）に示された技術、対策等を参考とし、状況に応じて実践すること。
２ 住宅地周辺の農地における病害虫防除に当たっての遵守事項
住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む。）において栽培される農

作物の病害虫防除に当たっては、次の事項を遵守すること。
（１）病害虫に強い作物や品種の栽培、病害虫の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網等による物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。
（２）農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づいて登録された、当該農作物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
（３）粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、液体の形状で散布する農薬にあっては、飛散低減ノズルの使用に努めること。
（４）農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
（５）農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。特に、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。
（６）農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。
（７）農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
（８）以上の事項の実施に当たっては、都道府県等の防除関係者や農業者向けの「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」（平成 17 年 9 月 30 日農林水産省消費・安全局植物防疫課）や、農薬の飛散が生じるメカニズムやその低減に有効な技術をとりまとめた「農薬飛散対策技術マニュアル」（平成 22 年３月一般社団法人日本植物防疫協会）も参考とすること。

全農薬ひろば

ノースポール（North Pole）学名：*Leucsnthrmum paludosum Syn. Chrysamthemum paludosum*）英名は「swamp chrysanthemum （スワンプ クリサンセマム）または northpole（ノースポール)」。

学名クリサンセマム パルドーサムの「クリサンセマム（Chrysanthemum)」とはギリシャ語の「chrysos（黄金色)」と「anthemon（花)」で「黄金の花」という意味でノースポールの黄金色の花芯に由来します。花名「north pole（ノースポール)」は北極という意味で、株いっぱいに純白の花を咲かせ、北極を連想させることから命名されたと言われます。

原産地はアフリカのアルジェリア周辺ないしはヨーロッパで、地中海沿岸に広く分布。日本には 1960 年代に輸入された。 草丈は 15cm-25cm ほどで、キク科 フランスギク属の多年草で高温多湿に弱いため我が国では一年草として扱われている。12 月から翌６月にかけマーガレットによく似た白い花を咲かせる。矮性でよく分枝し冬のガーデニングにはなくてはならない存在となっている。家庭では差し穂でも増やせます。

（スペインのアランフェス宮殿の庭に咲くノースポール（M）

花言葉：誠実

（職員からの一言）

○　専務理事に再任され２年の任期の中で全農薬事業活動の充実と発展に貢献したいと思っております。（堀江専務）

○　組合員の皆様への情報提供の迅速化と「農薬安全適正使用ガイドブック」の電子化を来年は実現したいと思います。（宮坂技術顧問）

○　一年の早さに追われながら仕事をしていたような気がします。来年は気持ちを込めて組合員のお役に立てるよう職務に努めたいと思っております。（安孫子会計主任）

○　来る年が組合員様に良い年でありますように。そして、全農薬事務局が少しでもサポートしていける力になりますよう頑張っていきたいと思います。（渋谷主任）

○今年もお世話になりました。ETC カードの大口多頻度割引制度を随時募集しております。どうぞ宜しくお願い致します（飯田）